学校防犯計画

A. 不審者の侵入防止

- 1. 日常からの取組
 - (1) 施設の安全確認と点検
 - ・死角となる場所、目の届きにくい所の共通理解 (裏門周辺、B棟・C棟の裏、体育館裏、金木工室周辺、プール周辺等)
 - ・正門の扉は8時45分に閉める。但し、鍵は掛けない。 (副校長、生徒指導専任、生徒指導部で)
 - ・施錠の徹底

(窓、出入口等)

- ・窓ガラス等の破損などの点検
- (2) 生徒への指導
 - ・不審者の侵入を想定した避難訓練の実施
 - ・指導内容 a. 侵入者についての情報を近くにいる教職員の誰かに素早く伝えること。
 - b. 教職員からの指示があった場合は、それに従うこと。
 - c. 教職員が近くにいなければ。侵入者から遠ざかる方向に逃げること。
 - d. 仲間にもその方向を伝えること。
 - e. 逃げる途中で出会った教職員の指示に従うこと。
- (3) 来校者への対応
 - ・玄関に「来校者名簿」と「来校者証」を用意する。
 - ・「来校者証」をつけていなかったら、玄関で手続きするよう伝える。
 - ・来校者を見かけたら、挨拶、声かけを行い、用件の確認をする。
- (4) 校地、校舎内外の巡視
 - ・生徒指導部が中心となって、各学年で校内巡視をする。
 - ・教職員全員で取り組んでいく。
 - ・PTA関係者にも、来校時周囲に気をつけるよう協力をお願いする。
- (5) 連携の強化
 - ・近隣の学校との情報交換体制を作る。
 - ・警察等関係機関との連絡体制を整える。
 - ・PTA役員を通して、情報の提供と情報収集を図る。

2. 不審者侵入時の対応

(1)役割分担

全体指導・外部との対応 校長、副校長、教務主任、生徒指導専任

避難誘導・安全確保 学年主任、学級担任、授業担当者

不審者対応発見者、副担任、生徒指導専任等

応急手当·医療機関等 養護教諭

電話対応事務職員

安否確認 (全体把握) 副校長、教務主任

(学年・学級) 学年主任、学級担任

(校内外巡視) 副担任等の教職員

※ 状況により、臨機応変の対応を!

(2) 不審者の対応

- できるだけ複数の教職員で対応する。
- ・退去を求め、応じた場合でも再び侵入する恐れはないか、見届ける
- ・退去に応じない場合は、別室に案内し、隔離する。
- ・隔離するための部屋は、相談室または放送室とする。
- ・丁寧かつ冷静に対応し、相手の心を落ち着かせることに努める。
- ・隔離と平行して、警察、教育委員会に通報する。
- ・校内に周知する。
- (3) 緊急連絡・放送
 - 非常ベルを鳴らす。
 - ・放送例(待機と支援要請)

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで、全員教室で待機してください。 ○○先生、職員室へ来てください。」

· 放送例 (避難指示)

「これから緊急集会を開きますので、全員○○に集合してください。なお、○年生は ○○(避難経路)を使用してください。」

- ・教室等への侵入の可能性が低い時は避難待機体制をとる。
- (4) 突然、不審者が侵入した時
 - ・防御(暴力の抑止と被害の防止)する。
 - a. 応援を求める。 大声を出す。校内放送で知らせる。火災報知機を鳴らす。
 - b. 移動を阻止する。 身近な物を利用して移動を阻止する。
 - ・生徒の安全を第一に考えた行動をとる。
 - a. 授業を中断し、情報に応じた行動をとる。
 - 避難の誘導をする。

(5) 凶器を所持していた時

- ・刺激を与えぬように対応する
- ・警察等に通報し、警察官が駆けつけるまでの間、安全の確保を第一に考えて対応する。
- ・警察官が到着したら、連携を取って対応する。
- ・生徒をより安全な場所に避難させる。
- ・負傷者等が発生した時、応急手当や病院等に搬送する。

3. 事後の対応

- (1) 生徒及び保護者に
 - ・状況を説明する。(集会、保護者会、家庭訪問、電話連絡、書面等)
 - ・必要ならば、生徒を保護者に引き継ぐことも考える。
- (2)授業の再開
 - ・授業の再開に向けて、職員会議等を開き、確認する。
 - ・施設、設備の点検と補修に努める。
 - ・生徒、教職員の心のケアに取り組む。(スクールカウンセラー等と連携する)

B. 登下校時の安全確保

- 1. 日常からの取組
 - (1) 通学路の安全確認、安全点検
 - ・学区の通学路を巡視し、危険箇所や人通りの少ない所などを把握する。
 - ・防犯情報などを生徒、保護者に周知する。
 - (2) 生徒への指導
 - ・できるだけ複数で、人通りの多い所を通行すること。
 - ・不審者に出会ったら、大声を出すなどで早く近くの大人に伝える。「子ども110番の家」の近くなら、そこへ逃げること。
 - ・近くに誰もいなかったら、不審者から遠ざかる方向へ逃げること。
 - ・安全な場所まで逃げたら、警察に通報すること。また、近くにいる大人や学校にも連絡する こと。
 - ・余裕があれば不審者の特徴等を覚えておくこと。
 - (3) 家庭や地域との連携
 - ・情報を発信したり、収集に努める。
 - ・PTAの役員や実行委員の協力をお願いする。
 - ・関係機関との連携を密にする。

2. 緊急時の対応

(1) 生徒の安全確保

- ・緊急事態発生の情報がもたらされたら、複数の教職員が現場に駆けつけるようにする。
- ・校内にまだ生徒がいたら、状況を判断し、対応を考える。
- ・緊急事態の概要を把握し、情報を早めに学校に伝える。
- ・情報の収集に努め、臨機応変な対応を講じる。

(2)対応の留意点

・わいせつ行為 至急警察等に通報し連携して対応する。

生徒、保護者に事実を伝える必要があるが、プライバシー保護を優先する。

・誘 拐 保護者と協議し、一刻も早く警察等に通報する。

捜査は警察に委ね、校内では情報管理を行う。

生徒や保護者に伝える時、プライバシー保護と状況判断により、慎重に対

応する。

・交通事故警察等に通報する。

プライバシー保護を優先する。

(3) 事後の対応

- ・生徒の心のケアとプライバシー保護に配慮する。
- ・保護者会等を開催し、開示する情報を精査し、的確に伝える。